

令和4年5月31日  
不動産・建設経済局  
土地政策審議官部門土地政策課

## 地域での土地対策への取組を支援します！

～所有者不明土地や低未利用土地の対策への取組を募集します～

国土交通省では、所有者不明土地や低未利用土地の円滑な利用や適正な管理等の土地対策に取り組む特定非営利活動法人等の活動について、モデル調査を通じた支援を行っております。本日より、令和4年度の所有者不明土地や低未利用土地の対策への取組を募集します。

### 1. 事業概要

所有者不明土地は今後も更なる増加が見込まれるところであり、利用の円滑化の促進と管理の適正化が喫緊の課題となっていることから、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和4年5月9日に公布されたところです。

本事業は、今般の法改正に伴って創設される「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」に関する制度の普及促進等を図るため、所有者不明土地や低未利用土地の円滑な利用や適正な管理等の土地対策に取り組む特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、民間事業者等の活動について、国がその費用の一部を支援し、支援を通じて得られた知見や成果等を活用するものです。

応募要件等の詳細については、募集要領・応募様式を御覧ください。

募集要領等掲載先：

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo02\\_hh\\_000001\\_00038.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00038.html)

### 2. 応募方法

令和4年6月30日（木）17時までに、電子メールにより応募書類を以下の事務局宛てに提出してください。

#### 【事務局】

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22

株式会社日本能率協会総合研究所 地域政策研究部 地域政策研究チーム

担当：村木、前原

E-Mail: syaken\_02★jmar.co.jp （★を@に変えて送信してください）

（本事業の応募に関するお問い合わせ・御質問は事務局までメールでお願いします。）

#### 【本報道発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局

土地政策審議官部門 土地政策課 武藤、西堀、服部

TEL: 03-5253-8111（内線 30635）、03-5253-8290（直通）

FAX: 03-5253-1558